

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年7月25日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和7年7月25日（金） 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑 節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	7 糸井世志江	8 毛塚 登
9 青木 則夫	10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟
13 生澤 良一	14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 朗
17 早乙女とみ	18 渡邊 明男	19 中田 秀雄	20 田中 健一
21 縫村 啓子			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年7月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、4番泉田裕美委員、5番小林真理子委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が5件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大宮町を中心に米を作付しています。申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、大塚町を中心に米・ビール麦を作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心にサツマイモを作付しています。申請地でも、サツマイモを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4 番については、空き家に付属する農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、申請地の東側に地続きの空き家と併せて売買契約を結んでおります。申請地では、ナス・アブラナ・ウリを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、都賀町原宿を中心にトマト・ジャガイモを作付けしています。申請地でも、トマト・ジャガイモを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回の北部調査委員長の6番大塚です。

今回は私と11番田中徹委員、13番生澤委員の3名と事務局2名で、23日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を

報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が5件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書の3ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、既に農機具置場・農業用資材置場として利用している農地を是正する転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、岩舟町和泉において麦・米・苺の作付を行う農業者です。

自宅敷地内にも農機具を置けていますが、整備や管理をするに十分なスペースがとれず、申請地を利用することにより現在の営農状況を維持しております。

申請地は自宅から30mのところにあり、農機具や農業用資材を配置するに十分なスペースがあり、営農業務上及び防犯上の観点からも、自宅近くで管理が容易であるため事業計画地としました。

なお、許可を得ず農業用施設用地としてしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

	農地の区分は、農地の広がりがある第1種農地でありませんが、農業用施設の用に供するため、不許可の例外規定に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上1件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (小林委員)	今回南部委員長の5番小林です。 今回は私と15番巻島委員、20番田中健一委員の3名と事務局2名で、22日火曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回南部は、農業用施設用地の申請が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、2番五十畑職務代理者をお願いします。
五十畑職代	2番五十畑です。 1番の案件につきまして、現地確認をしてきましたが、事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の5ページをご覧ください。 今回は8件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、栃木市新井町のアパートに妻と子供一人の3人で居住しております。今後のことを考え住宅の建築を計画しました。 申請地は駅から近く通日も穏やかであることから、申請地を建築地として選定しました。 農地の区分は、野州大塚駅からから300m以内の第3種農地であり、原則許可です。 取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。 事業計画者は、都賀町原宿の実家で両親と夫婦、子供3人の7人で生活しております。 子供の成長により現住居では手狭になったため、住宅の建築を計画しました。 住み慣れた現住居から近い場所で土地を探していたところ、なかなか見つからず困っていたところ、伯母の厚意により所有する土地を進められ、住宅敷地に最適と考え、申請地を建築地として選定しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。 取水は上水道、排水は市有水路、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)

3番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、太陽光発電設備の開発、販売、管理及び同発電設備による発電事業を営む法人です。この度、都市の脱炭素化推進に貢献するため、他社と協力し太陽光発電設備の設置を計画しました。

申請地は平地で、土砂災害警戒区域等の保全区域に該当しておりません。また、市道に接しており、施工時にも支障をきたさず、安全に太陽光発電を行うことができ、高圧の太陽光発電を行う上での広大な土地を確保できるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性がないため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は雨水浸透槽により処理します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。世界的なエネルギー資源の供給不安、地球温暖化、環境汚染など多くの社会不安につながる情勢に対し、社会貢献するため、2012年より太陽光発電事業に参入し、関東近県を中心に事業展開しております。今後の事業の安定化を図るため、新たな太陽光発電施設の設置を計画しました。

申請地は面積、日照、方位など全て太陽光発電用地として条件がいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性がないため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

5番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、現在親と同居しておりますが、独立するため、住宅の建築を計画しました。申請地は現在の居住地に隣接し、今後の親の介護等も考慮し建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性がないため、不許可の例外規定に該当します。

なお、許可を得ず、一部砂利敷きや簡易ガレージを設置してしまったことについては譲渡人の始末書が添付されております。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理後市有水路へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、資材置場兼駐車場への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、溶接会社に勤めつつ、個人事業主としても溶接業を営んでおります。

溶接に使用する材料は長尺の物が多く場所をとるため、現在は勤務先の会社の片隅や、作業現場先に保管している状況であり、昨今の盗難やいたずらの被害を受け、在庫を多く抱えることができず、作業効率が悪い状態が続いているため資材置場兼駐車場を整備することを計画しました。

申請地は居宅に隣接しており、資材の盗難対策や、十分なスペースを確保できることから申請地を事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり1.0ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、群馬県館林市の貸家にて、妻と子の3名で居住しておりますが、現在の住居では手狭であり、将来の生活を考え、住宅の建築を計画しました。

申請地は県道に面し国道50号や市街地店舗へのアクセスが良く、将来的に両親の面倒を見ることも考慮し申請地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり1.0ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は下水道放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境保全への貢献

や、災害時の安定的な電力供給を図るため、太陽光パネルを設置する計画に至りました。申請地は日陰になるような建築物等が無く、陽当たりが良好であるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上8件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、3番の案件については面積が30アールを超えるため、県農業会議常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願います。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回北部は、一般住宅が2件、太陽光発電設備が2件の合計4件の申請がありました。書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(小林委員)

今回南部は、一般住宅が2件、太陽光発電設備が1件、資材置場兼駐車場が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。

番号1番について、1番若色より報告いたします。

1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないかと思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長	番号2番について、4番泉田委員お願いします。
泉田委員	4番泉田です。 2番の案件ですが、一般住宅への転用で、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりで特に問題ないかと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号3番について、6番大塚委員お願いします。
大塚委員	6番大塚です。 3番の案件は、太陽光発電設備への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないかと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号4番について、18番渡邊委員お願いします。
渡邊委員	18番渡邊です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないかと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号5番について、5番小林委員お願いします。
小林委員	5番小林です。 5番の案件ですが、事前調査で現地を確認しておりますが、問題ありませんので、皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号6番、7番、8番について、2番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	2番五十畑です。 6番の案件は資材置場兼駐車場、7番の案件は一般住宅、8番の案件は太陽光発電設備への転用ということで、現地確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないかと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、3番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の8ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は10ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上1件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (小林委員)	今回南部は、1件の申請がありました。 1件は20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について13番生澤委員お願いします。
生澤委員	13番生澤です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 現地確認をしましたが、特に問題ないかと思われます。皆様のご審議 よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案の通り証明することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定 いたしました。
議 長	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市 が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を 議題とします。 県農地中間管理機構に関する25件であります。事務局の説明は 省略します。
議 長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定 いたしました。
議 長	次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農 用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」

を議題とします。

県農業振興公社に関する5件であります。事務局の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に日程第4報告事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

田沼係長 報告第1号「農地法第5条の規定による許可の報告について」から、報告第5号「使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について」までを一括報告とします。

議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年7月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時32分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (泉 田)

署 名 委 員 _____ (小 林)